
ホームエレベーターを併用住宅に設置する場合の取扱いについて

平成元年9月部会

併用住宅にホームエレベーターを設置する場合の取扱いは次のとおりとする。

原則として、併用部分と住宅部分は往来できない壁で仕切られているものとする。ただし、往来ができて家人以外がエレベーターを利用する恐れのない場合はこの限りではない。